

三 コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行規則（昭和四十六年大蔵省令第五十七号）  
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（保証団体となるための認可を申請する際の添付書類）</p> <p>第二条 コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和四十六年法律第六十五号。以下「法」という。）第十一条第二項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 及び二 （省 略）</p> <p>三 当該法人の登記事項証明書</p> <p>四 及び五 （省 略）</p>	<p>（保証団体となるための認可を申請する際の添付書類）</p> <p>第二条 同 上</p> <p>一 及び二 同 上</p> <p>三 当該法人の法人登記簿の謄本</p> <p>四 及び五 同 上</p>